

事業計画書、協定書の記載イメージ(集落協定)

(参考様式第 4 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇市 長

農業者団体等の名称

〇〇集落協定

代表者の氏名

〇〇 〇〇

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☒ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

取り組む事業(中山間地域等直接支払交付金)を選択して下さい。

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

該当する場合は、以降の添付書類の省略が可能です。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇〇年〇月〇日

〇〇集落協定

〇〇 〇〇

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

「現況」、「目標」には、地域の現状を踏まえてなぜ、多面的機能発揮促進事業(多面支払、中山間支払、環境支払)に取り組もうとしているのか。それによって地域をどのような状態にしたいのかを端的に記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)		
☐		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
☐		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
☒	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)	取り組む事業(中山間地域等直接支払交付金)を選択して下さい。
☐	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	
☐	4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定(以下、「集落協定」という。)(別添1)実施区域位置図)のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

集落協定「Ⅰ. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

集落協定「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	〇〇〇〇
組織名	〇〇〇〇集落協定
ふりがな	〇〇 〇〇
代表者氏名	〇〇 〇〇
ふりがな	〇〇〇〇〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇

I.	地区の概要（共通）
----	-----------

<活動の計画>

☐	Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）	別紙〇
☒	Ⅲ. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙1
☐	Ⅳ. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙〇
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙〇

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

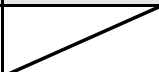
I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
中山間地域等 直接支払	令和〇年度	令和〇年度	〇年	年度	年度
環境保全型農業 直接支払	年度	年度	年	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※ 1										計	解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
		田		畑		草地		採草放牧地					
多面支払		a		a		a				a	a	円	
		●●a		●●a		●●a		●●a		●●a	●●a	●●●円	
		傾斜	急傾斜 緩傾斜 小区画・不整形	傾斜	急傾斜 緩傾斜	傾斜	草地比率の高い草地	傾斜	急傾斜				
中山間 直払		●●a										●●a	●●●円
農地環境 面積直払※ 2		a										円	

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

多面的機能支払と中山間地域等直接支払の両方に
取り組む場合のみ記入して下さい。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添 1)

実施区域位置図

組織名称：〇〇〇〇集落協定

(☐ 1号事業 (多面支払) ☒ 2号事業 (中山間直払) ☐ 3号事業 (環境直払))



(別添2)

構成員一覧

令和〇年〇月〇日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払			
			分類 番号	備考 活動 支援 班員	分類 記号	年齢 分類 記号	他の市町村で環 境保全型農業直 接支払を実施し ている場合は、 その市町村名を 全て記載	みどり認定		
								認定 済	申請 中又 は申 請予 定	申請 予 定無 し
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇			〇	A	カ			
〇〇	〇〇組合 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇			〇	G	ー			
〇〇	〇〇法人 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇			〇	C	ー			
〇〇	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇			〇	B	ケ			
〇〇	〇〇法人 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇			〇	E	ー			

「〇」を記入して下さい。

分類記号リストのA～Mから選択して下さい。

年齢分類記号リストのA～コから選択して下さい。法人、組合については「ー」を記載して下さい。

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産 組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者（人）
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

- 注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。
- 注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
- 注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。
- 注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。
また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式4号別紙様式5）の作成は不要。
- 注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。
- 注6：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。
- 注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別紙○)

協定書の記載イメージ(集落協定)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名
代表者	〇〇 〇〇
書記担当	〇〇 〇〇
会計担当	〇〇 〇〇
共同機械担当	〇〇 〇〇
土地改良施設担当	以下のア～ウのいずれかを選択して下さい。 (ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ (イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ (ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導
法面点検担当	

注) 事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動における中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
〇〇 〇〇	ア	集落全体	〇〇の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
〇〇 〇〇	イ	〇〇地区	〇〇の実施に当たって〇〇地区の企画・立案・取りまとめを行う

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数（人）	協定参加者数（人）	協定参加者に占める中核的リーダーの割合（％）
2	30	6.7%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
☒	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
☐	②農業公社が受託する。
☐	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
☐	④その他（ ）

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
☐	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
☐	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
☒	③その他（別途の規約） 泥上げ、草刈り等の水路・農道の管理等は多面的機能支払交付金により行う。

水路・農道等の管理を多面的機能支払交付金で行う場合には、その旨をその他の欄に記載して下さい。

第3 協定対象となる農用地 (基本分)

(単位：㎡)

項 目	協定農用地 面積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額
協定全体		●●	急傾斜	21,000	●●	●●	急傾斜	11,500	●●		急傾斜				急傾斜		
		●●	緩傾斜	8,000	●●		緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜		
			高齢化 率・耕作 放棄率				高齢化 率・耕作 放棄率				草地比率の 高い草地				特認基準		
			小区画・ 不整形				特認基準				高齢化率・ 耕作放棄率				交付対象 外(混在 地)		
			特認基準				交付対象 外(混在 地)				特認基準				交付対象 外(混在 地以外)		
			交付対象 外				交付対象 外(混在 地以外)				交付対象外 (混在地)						
											交付対象外 (混在地以外)						
計	●●	●●			●●	●●			●●								

(加算措置に取り組む場合)

棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、「超急傾斜
地農地保全加算」、「スマート農業加算」の交付を受けることはできません。

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
●●	●●	●●	●●	10,000	●●	●●
		●●	●●	14,000	●●	

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

加算措置を受ける場合は
面積、加算額を記載して下
さい。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
●●	●●	6,000	●●	●●

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上 限単価 (円)	面積×上限 単価の計 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地			
●●	●●			10,000	●●	●●
●●	●●			4,000	●●	
●●	●●			1,000	●●	

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (㎡)
〇〇集落		●●
〇〇集落		●●
合計		●●

ネットワーク化又は統合前の集落ごとに対象農用地面積を記載して下さい。

4 スマート農業加算

スマート農業加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上 限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地			
●●	●●			5,000	●●	●●

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上 限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地			
●●	●●			3,000	●●	●●

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

目指すべき将来像	
☐	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
☐	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載） 例）農業生産活動の継続に向けた集落機能強化

注）④を選択する場合は将来像を記載。

本制度に取り組むことにより、概ね10～15年後を見越し、集落として目指すべき将来像を記載して下さい。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
☐ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	○○○○○○○
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
☐ 担い手への農地集積	○○○○○○○
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	1の将来像を実現するために具体的に 取り組む活動の内容及びその 達成目標を記載して下さい。
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載） 例）地域運営組織と連携した集落機能強化	（自由記載） ○○○○○○○

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。



多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
☐	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
☐	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

維持・管理等の活動対象施設（水路等）が多面的機能支払交付金の活動計画に定める施設と同じであれば、チェック欄に「レ」を付し、2項目以上選択して下さい。

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
①水 路	ア) 水路清掃（○）、イ) 草刈り（○）、ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修（○）、イ) 草刈り（○）、ウ) その他（ ）
③その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
○	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注1）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注2）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

1 土地改良事業(別紙様式4参照) (1) 事業実施の目的 (2) 事業の実施主体 (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模	該当があれば記入して下さい。
2 災害復旧事業 (1) 事業実施の目的 (2) 事業の実施主体 (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模	自然災害を受けている農用地を交付対象とする場合に復旧計画を記載して下さい。
3 地目の変更 (1) 耕作者(所有者)名 (2) 変更前後の地目及び面積(例:田〇〇㎡→畑〇〇㎡)	
4 集落相互間等の連携 (1) 近隣の担い手のいる集落等との連携 (当該集落名、連携の活動内容、スケジュール) (2) 農業公社、NPO法人、農作業受委託組織、民間法人等の集落協定への参加・連携 (当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール) (3) 近隣の小規模な集落協定との統合・連携	

第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して〇〇 〇〇(氏名)が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同 取組 活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬 研修会等開催費	300,000円 30,000円
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	農産物等の販売促進関係費 都市住民との交流促進関係費 法人設立関係費 土地利用調整関係費	20,000円 100,000円 100,000円 20,000円
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	道・水路管理費 (うち道・水路整備費) 農地管理費 (うち農地整備費)	1,000,000円 (700,000円) 800,000円 (500,000円)
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	鳥獣害防止対策費 共同利用機械購入等費 共同利用施設整備等費 多面的機能増進活動費	500,000円 500,000円 600,000円 30,000円
	⑤毎年積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	100,000円

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	●年度	●年度	●年度		
積立予定額	100,000円	100,000円	100,000円		
積立累計額	100,000円	200,000円	300,000円		

積立については、積立予定額を協定期間内にどのような用途に充当するかを明らかにし、計画どおりに使用して下さい。

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：●年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：300,000円
- 用途：畦塗り機購入に要する経費（具体的に記入）
（積立金に自己資金を加えて購入する予定）

積立する場合は、必ず用途を定め、その内容を適切に記載して下さい。

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度：●年度（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額：50,000円
- 用途：災害の発生が想定される箇所・施設に対する災害発生時の復旧等に要する経費（具体的に記入）

繰越については、繰越予定額を次年度にどのような用途に充当するかを明らかにして下さい。災害に備えた復旧に要する経費として繰越をし、次年度に災害が発生しなかった場合は、共同取組活動に充当し、次々年度までは繰り越さないようにして下さい。

当初から繰越が予定されていることは想定していません。繰越が必要となった場合に、繰越予定額を次年度にどのような用途に充当するかを明らかにして協定変更の手続き(届け出)を行ってください。

4 次のとおり支出

	金額
個人配分	(配分割合：●●%) ●●●円

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
ネットワーク化活動計画を作成する。

該当	取り組むべき事項
○	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

地域の実情に応じて適切な目標、取組、期間の設定を行ってください。
なお、同一の取組・目標に対して、複数の加算措置を受けることはできません。

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
	① 棚田地域振興活動加算 対象となる協定は、体制整備単価の集落協定に限ります。 棚田地域振興活動加算については、②超急傾斜農地保全管理加算、⑤スマート農業加算との重複はできません。	令和 ● 年度～ 令和 ● 年度	認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地： ○○ 団地 対象農用地面積： ●●● m ² (田(急傾斜) ●● m ² , 畑(急傾斜) ●● m ² 田(超急傾斜) ●● m ² 畑(超急傾斜) ●● m ²) 対象となる農用地は、急傾斜(超急傾斜)の田、畑に限ります。 ・ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動(地域の実情に応じたもの)、集落機能強化(人材の確保を含む)及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。 ・目標の設定については、都道府県の第三者委員会による確認・意見聴取を行ってください。 ※特に疑義が生じるもののみ確認するなど、確認手法等は都道府県の裁量による。	[ア 棚田等の保全] 例1) 【集落機能強化】○○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、○人から○人に増加させる。 例2) 【生産性向上】○○棚田で自動草刈り機(防除用ドローン)を○台導入し、共同で行う草刈り(防除)の面積を○%増加する。 [イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮] 例) 【生産性向上】食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を○t /円 から○t /円に増加させる。 [ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] 例1) 【集落機能強化】○○棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を○人から○人に増加させる。 例2) 【棚田の価値を活かした活動】棚田の周辺に直売所(農家レストラン)を整備し、年間○円の売り上げを達成する。 例3) 【生産性向上】棚田米を原料とした○○(加工品)の販売量を○tから○tに増加させる。
○	② 超急傾斜農地保全管理加算 ・集落協定と個別協定の両方が対象となります。 ・基礎単価の場合であっても活用が可能です。	令和 ● 年度～ 令和 ● 年度	超急傾斜農地 ○○ 団地 対象農用地面積： ●●● m ² (田●● m ² , 畑●● m ²) 対象となる農用地は、勾配が田で1/10以上、畑で20度以上の農用地に限ります。 (1)超急傾斜農地の保全、 (2)超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等、の各々について1つ以上、計2つ以上の目標を定めてください。 ※必ずしも定量的な目標でなくとも可	[超急傾斜農地の保全] 例1) 当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。 例2) 農作業の安全性を確保するため、石積み法面に除草等の作業足場の設置と、圃場進入路の緩傾斜への改良を実施する。 例3) 当該農地の土壌流入・流出を防ぐため、グリーンベルトや圃場内小水路の設置を行う。 [農産物の販売促進等] 例1) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をJ AのイベントとJ Aのホームページを活用してPRする。 例2) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をPRするため、共通パッケージを作成し、農産物販売時に活用する。

○	③ネットワーク化加算 ・対象となる協定は、体制整備単価の集落協定に限ります。 ・加算額は、100万円が上限です。(統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定) ネットワーク化加算については、④集落機能強化加算の経過措置との重複はできません。	令和 ● 年度～ 令和 ● 年度	例1) ネットワーク化又は統合した集落協定 ①名称：○○集落協定 対象農用地面積： ●●●㎡ (田●●㎡、畑●●㎡) ②名称：○○集落協定 対象農用地面積： ●●●㎡ (田●●㎡、畑●●㎡) 例2) 活動に参画する2組織以上の農業者団体以外の組織 ①新たに参画 名称 ○○ ○○ ②以前から参画 名称 ○○ ○○	[ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組] 例1) 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の●％で機械利用の共同化を行う。 例2) 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。 例3) 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。 ネットワーク化加算では、主導的な役割を担う人材の確保と、農業生産活動等の継続のための取組の両方を行う必要があります。 ・ネットワーク化・統合等を行った協定の農業生産活動等として取り組むべき事項(農用地に関する事項、水路・農道等の管理方法、多面的機能を増進する活動)に位置付けた取組に関する定量的な目標を1つ以上定めてください。 ・「主導的な役割を担う人材の確保」については、現行の集落協定参加者の中から確保することでも可能です。
○	④スマート農業加算 ・対象となる協定は、体制整備単価の集落協定に限ります。 ・加算額は、200万円が上限です。	令和 ● 年度～ 令和 ● 年度	例) 協定農用地の担い手の集積面積●●ha (令和6年度末) 定量的な目標を1つ以上定めてください。	[スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組] 例1) ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる。(農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる) 例2) リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる。(リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる)
	⑤集落機能強化加算の経過措置 ・対象となる協定は、体制整備単価の集落協定に限ります。 ・加算額は、200万円が上限です。	令和 ● 年度～ 令和 ● 年度	例) 高齢化や非農業者との混住化が進むことで、共同取組活動の参加者が減少し、集落機能が低下している。 定量的な目標を1つ以上定めてください。	[新たな人材の確保に関する取組] 例1) ○○○の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。 例2) 集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。 例3) 就農を目的とした移住体験の環境を●戸整備する。 [集落機能を強化する取組] 例1) NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。 例2) 既存の集落運営組織と集落内外の別組織との新たな連携体制を確立し、関係組織数を現状の▲組織から●組織増加させる。

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

・加算の目標設定について、次のことに留意ください。

①目標は受ける加算額に見合うものでなければならないことに留意してください。

(200万円の加算額を受けるに当たって、30万円のドローンを一機購入する、といった目標設定はできない)

②達成年度を見据えた目標としてください。(情勢の変化等ですぐに変ってしまうような目標設定は避けてください)

③○○を購入する、(目的はないが)とにかく資料や打合せの数を増やす、といったような、それだけでは成果にどう結びつかかわらないような目標設定は避けてください。

・1つの加算措置について、別々の目標を立てて複数回受けることも可能です。(例、1～2年目と4～5年目)

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の6月30日、令和7年度においては8月31日）までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注2) 「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

○農用地の内訳等																	
①現況		②基礎・体制整備単価							③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無			④加算の適用		⑤農用地の管理		⑥管理者	⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積（㎡）	交付基準（傾斜等）	棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	10a当たりの単価（円）	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算	スマート農業加算	置集落機能強化加算の経過措置	農用地の現況	具体的な活動内容		
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-1	123	田	●	急傾斜		21,000			○	○		耕作地	耕作	〇〇法人	○
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-1	124	田	●	急傾斜		21,000			○	○		荒廃農地	復旧	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-2	125	田	●	緩傾斜		8,000			○	○		耕作地	耕作	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-2	126	田	●	緩傾斜		8,000			○	○		維持管理農用地	維持管理	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-2	126	田	●	緩傾斜		8,000			○	○		土地改良通年施行農用地	土地改良	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	□□地区	B-1	127	畑	●	急傾斜		11,500			○	○		耕作地	耕作	〇〇法人	
通常地域（8法内）	□□地区	B-1	128	畑	●	急傾斜		11,500			○	○		荒廃農地	復旧	〇〇〇〇	

「田」として交付申請する場合、畦畔によるたん水機能及び用水路やポンプ等によるかんがい機能（自然にかんがいするものを含みます。）を有している土地が確認してください。

宅地、駐車場、資材置き場等に転用されている土地や林地は交付申請面積から除外してください。

記載欄の幅や大きさは自由に変更いただいてかまいません。また、必要な場合は行や列の追加も自由を実施してください。

[illegible]

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目		概要		
農用地の内訳等	①現況	地域区分	右の選択肢より記入 通常地域（8法内） 通常地域（8法以外で棚田法の交付対象農用地） 特認地域	
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入	
		団地名	団地名を記入	
		地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入 田 畑 草地 採草放牧地	
		面積(㎡)	面積を記入	
		交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入 急傾斜 緩傾斜 小区画・不整形 草地比率の高い草地 高齢化率・耕作放棄率 特認基準 交付対象外（混在地） 交付対象外（混在地以外） 協定に含めない管理すべき荒廃農地	
		棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入	
		②基礎・体制整備単価	10a当たりの単価(円)	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入
		③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無		該当するものに○を記入
	④加算の適用		該当するものに○を記入	
	⑤農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入 耕作地 維持管理農用地 荒廃農地 被災地 土地改良通年施行実施農用地 その他（具体的に記入）	
		具体的な活動内容	農用地での活動内容を記入	
		⑥管理者	農用地の管理者を記入	
	⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地		該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）	

○ネットワーク化活動計画

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

A集落協定

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月
第1回変更	
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、3-6、3-7
○	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画すること。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

2-1. ネットワークの名称（予定）

農林地域集落協定ネットワーク協議会

2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
（自協定）A協定	5.2ha				
B協定	13.7ha	○		○	
C協定	3.2ha	○			○
合計	22.1ha				

注）合計協定面積は10ha以上であること。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の附則		⑦その他（ ）
○	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載） ②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。 ④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。 ⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。			

注）地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（ ）
○	⑤農作業の共同化		

2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
○	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
○	②活動連携型 ^{注2)}		④その他（ ）

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）		○	○				
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）		○	○				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}	⑧		①⑤		⑥⑦		
協議会等の設置（協議会型の場合）			○				
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）			○	○	○	○	

（2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載）

- ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施（活動連携型）している。
- ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。
- ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。
- ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。
- ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
○	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他（ ）

3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1～3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること。

3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

農林地域広域集落協定

3-2. 統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
(自協定) D協定	7.5ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	21.7ha		

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3-3. 統合で解決しようとする課題

該当		該当	
○	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
○	③共同取組活動参加者の不足	○	⑦その他（農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足）
	④農業の担い手の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載）			
①代表者が固定化されており、後継者の確保の目的が立っていない。 ③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。 ⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を増進する活動
○	⑤機械・施設の共同利用	○	⑪その他（農作業機械のオペレーターの確保）
	⑥農作業の共同化		

3－5．統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）		○	○				
②統合に向けた話し合い（協定間）	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）				○	○	○	
（3－2～3－4を踏まえた統合の進め方を記載） ・令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。 ・令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認を取り、令和8年度内の統合を目指す。 ・令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。 ・統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。 ・草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。 ・農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。 ・統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りをE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。							

3－6．役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	甲田 太郎	丙川 三郎	令和10年度
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和12年度
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和12年度
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和10年度
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和12年度
法面点検担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和10年度

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3－7．体制の維持・向上に向けた活動事項

（役員の継承に向けた取組を記載） ・代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。 ・その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。 ・令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。
（構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載） ・大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。 ・総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。 ・〇〇市と連携し、令和8年度から地域おこし協力隊制度を活用して地域内の農地保全に関わる人材の移住受け入れを目指す。 ・集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。 ・地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。 ・市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。 ・一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

4. 多様な組織等の参画

注) 4－1～4－3の全てを記載すること。

4－1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G 地域づくり協議会
	H 子供会
	I 土地改良区
	J 農地保全会（多面的機能支払活動組織）
②別途協定等を締結	K 大学

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	8人
②別途協定等を締結	5人
合計	13人

③集落協定の全構成員数（集落協定の構成員数（農業者数＋①※組織数は含めない）に②を加えた人数）60人

①＋②が③に占める割合 21% （小数点以下切り捨て）

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他（棚田の荒廃）
	③農業作業の人材不足		
（該当する課題について詳細を記載）			
①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。			
②③棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行ってきても、高齢者の参加が難しく、人手の確保が困難になってきている。			
また、高齢のために棚田での水稲作の継続が困難な農地が増えてきている。			

注）地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
○	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	○	⑧その他（棚田資源を生かした振興活動）
○	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		
(連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載)			
・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。			
・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。			
・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。			
・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。			
・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。			
・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。			

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路	〇〇用水路 (水路の延長〇m)	〇〇地区水利組合	〇〇地区水利組合同規約による	代表者 〇〇〇〇
排水路	〇〇排水路 (水路の延長〇m)			
道 路	〇〇農道 (農道の延長〇m)	〇〇集落	〇〇集落申し合わせ事項による	〇〇〇〇

令和●年度土地改良通年施行実施計画書

事業名 (工期)		〇〇事業 (●年度～●年度)		都道府 県名	〇〇県	関係市町村名		〇〇市				地 区 名		〇〇地区		
通 年 施 行 実 施 計 画	区 分	年度工事实施予定区域			工事計画期間及び稲作期間											
		実施 面積 (ha)	うち対 象農用 地面積 (ha)	うち土地改良 通年施行面積(ha)	令和●年										令和●年	
	4 月				5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
	〇〇工区	●ha	●ha	●ha	着工 6/1 → 10/15 竣工											
					着工 7/20 → 10/20 竣工											
					着工 8/1 → 10/20 竣工											
	稲作期間 6/1 ← 10/15															
	計	●ha	●ha	●ha												

注 1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。

注 2) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第 4 の 2 の対象農用地の面積をいう。

注 3) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする（なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面（1／1,000～1／5,000程度）に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。）。

農業所得の確認に関する承諾書

住 所	氏 名 (農 業 者)
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇

注 1) 「農業所得の確認に関する承諾書」は、実施要領第 6 の 1 に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的であり、例えば「生年月日」欄など、承諾の確認に必要な欄を本様式に設けることができる。

注 2) 承諾のない場合は、交付金の交付の対象者となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

注 3) 対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。

協定農用地の概要

【市町村名： ○○市】

交付対象者の氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10 a 当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契 約年月日	交付金の使用方法
									農用地の現況	具体的活動内容					
○○○○	○○	123	田	急傾斜	●●㎡	21,000円	●●円	利用権設定(賃借権)	耕作地	耕作	○○○○	R7. 4. 1	R12. 3. 31	R7. 3. 1	●●円

【個別協定の場合】

注 1) 一団の農用地全てを耕作する場合及び別紙様式 6 の経営規模の A が都府県にあっては 3 ha 以上、北海道にあっては 30ha 以上（草地では 100ha 以上）の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。

注 2) 注 1 の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式 6 の第 2 の注書きにより算出する。

注 3) 注 1 の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。

注 4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

【集落協定の場合】

注 1) 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。

注 2) 注 1 に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。

注 3) 使用方法には、受託者(注 1 に該当する者)の受取額を記入。

協定農用地の概要

注 1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第 3 条の規定に基づく許可書又は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく農用地利用集積等促進計画の写しを添付のこと。

注 2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。

注 3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

令和 年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

(住所)

(氏名)

委託者（以下「乙」という。）

(住所)

(氏名)

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別 表)

[illegible]

事業計画書、協定書の記載イメージ(個別協定)

(参考様式第4号)

令和〇年〇月〇日

〇〇市町村 長

協定申請者の氏名

〇〇 〇〇

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- ☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）
- ☒ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

取り組む事業(中山間地域等直接支払交付金)を選択して下さい。

3 その他

- ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

該当する場合は、以降の添付書類の省略が可能です。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇〇年〇月〇日

協定申請者の氏名

〇〇 〇〇

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

「現況」、「目標」には、地域の現状を踏まえてなぜ、多面的機能発揮促進事業(多面支払、中山間支払、環境支払)に取り組もうとしているのか。それによって地域をどのような状態にしたいのかを端的に記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)		
		農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
		法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
○	2号事業(中山間地域等直接支払交付金)	取り組む事業(中山間地域等直接支払交付金)を選択して下さい。
	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	
	4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

個別協定「(別紙様式7)協定農用地の概要」に記載のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

個別協定「(別紙様式6)経営規模及び農業所得調書」の「第1経営規模」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

個別協定「(別紙様式6)第3 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「(別紙様式6)第4 加算措置適用のために取り組むべき事項」及び「(別紙様式7)協定農用地の概要」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

個別協定の認定日から5年目の3月31日までの期間。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

特になし。

個 別 協 定 経営規模及び農業所得調書

第 1 経営規模

経営規模は、中山間地域等直接支払制度の対象農用地についてのみ記載して下さい。

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田	●●a		●●a
畑	●●a	●●a	●●a
草 地	●●a	●●a	●●a
計	●●a	●●a	●●a
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

第 2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得①	農業従事者②	①／②
●●●円	●人	●●●円

注 1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額)／農業従事者数

当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(イ)により換算する。

注 2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【農業生産活動等として取り組むべき事項を実施する場合に使用】

第3 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。
該当	具体的に取る行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為				
①水 路	ア) 水路清掃	☒	イ) 草刈り	☒ ウ) その他（ ）
②農 道	ア) 簡易補修	☒	イ) 草刈り	☒ ウ) その他（ ）
③その他	〇〇を実施する			

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。
以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
☒	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
☐	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
☐	③景観作物を作付ける。
☐	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
☐	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
☐	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
☐	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
☐	⑧粗放的畜産を行う。
☐	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
☐	⑩その他（ ）

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第4 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現 状	達 成 目 標
○	超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度 ～ 令和 年度	超急傾斜農地 ○○団地 対象農用地面積： ●●●m² (田●●●m², 畑●●●m²) 対象となる農用地は、勾配が田で1/10以上、畑で20度以上の農用地に限りです。 (1)超急傾斜農地の保全、(2)超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等、の各々について1つ以上、計2つ以上の目標を定めてください。 ※定量的な目標でなくても可	〔超急傾斜農地の保全〕 例1) 当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。 例2) 農作業の安全性を確保するため、石積み法面に除草等の作業足場の設置と、圃場進入路の緩傾斜への改良を実施する。 例3) 当該農地の土壌流入・流出を防ぐため、グリーンベルトや圃場内小水路の設置を行う。 〔農産物の販売促進等〕 例1) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をJAのイベントとJAのホームページを活用してPRする。 例2) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をPRするため、パッケージを作成し、農産物販売時に活用する。

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

- ・1つの加算措置について、別々の目標を立てて複数回受けることも可能です。(例. 1～2年目と4～5年目)
- ・目標を目標年度前に達成しても、目標の修正は求めません。目標年度まで取組を継続してください。

(別紙様式 7)

協定農用地の概要

【市町村名： ○○市】

交付対象者の氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10a当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契 約 年月日	交付金の使用方法
									農用地の現況	具体的活動内容					
○○○○	○○	123	田	急傾斜	●●㎡	21,000円	●●円	利用権設定(賃借権)	耕作地	耕作	○○○○	R7. 4. 1	R12. 3. 31	R7. 3. 1	●●円 (●●%)

個別協定の対象行為のうち「農作業受託」については、受託者と委託者が話し合いで交付金を分け合うことから、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受け取り割合を記入。
(注4参照)

都府県で3ha以上、北海道で30ha以上の経営規模であっても、個別協定に自作地を含めない場合は、記載しなくてもよい。

【個別協定の場合】

- 注1) 一団の農用地全てを耕作する場合及び別紙様式6 の経営規模のAが都府県にあっては3 ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。
- 注2) 注1の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式6の第2の注書きにより算出する。
- 注3) 注1の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。
- 注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

【集落協定の場合】

- 注1) 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。
- 注2) 注1に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。
- 注3) 使用方法には、受託者(注1に該当する者)の受取額を記入。

協定農用地の概要

- 注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画の写しを添付のこと。
- 注2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。
- 注3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

令和 年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

(住所)

(氏名)

委託者（以下「乙」という。）

(住所)

(氏名)

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別 表)

[illegible]

第6期対策の協定認定にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について①

- 中山間直払制度において、地目の「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいするものを含む。以下同じ。)を有している土地としている(実施要領の運用 第1の1の(1))。
- 一方、令和6年度の会計検査において、要領等に定める田としての機能(たん水するための畦畔及びかんがい機能)を有していない土地を「田」としていた事例が見受けられ不適切だと指摘されている。
- また、宅地、駐車場、資材置き場等に転用されている土地に交付されている事例が見受けられ不適切だと指摘を受けている。
- ついては、令和7年9月末を期限としている協定の認定や10月末までに行う実施状況の確認時には、要領や要領の運用等に基づき対象農用地や地目を適切に判断し、認定いただきたい。

① 地目「田」の判断

・実施要領の運用(抜粋) (12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)

第1 農用地等の定義

- (1) 「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいするものを含む。以下同じ。)を有している土地とする。

(注)

- ① たん水機能を有しているか否かの判定は、畦畔の有無による。
 - ② かんがい機能を有しているかの判定は、用水路の有無、揚水施設(ポンプ等)の有無による。
- ※ 田に盛土している場合や永年性作物の果樹等を栽培している場合などは、畑として判断する。

② 不適切な地目の判断例(会検指摘)

交付金申請地目は「田」としているが、現況は「畑」と判断されるもの(畦畔なし)



交付金申請地目は「田」としているが現況は「畑」と判断されるもの(畦畔なし、田に盛土している形跡)



(参考)「実施要項」、「実施要項の運用」、「執務参考資料(Q&A)」における記載

中山間地域等直接支払交付金は、実施要領の運用において、農地法で規定される農地と採草放牧地を対象とし、「田」、「畑」等を定義している。

また、地目の判断基準については、第6期対策Q&Aにも記載している。

(中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用)

第1 農用地等の定義

- 1 中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第2の1の(1)の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい（農地法（昭和27年法律第229号、以下「農地法」という。）第2条第1項）、農地を以下に掲げる田、畑、草地に区分する。
 - (1)「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能（自然にかんがいするものを含む。以下同じ。）を有している土地とする。
 - (2)「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。
 - (3)「草地」とは、牧草専用地とする。牧草専用地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、播種後経過年数（おおむね7年未満）と牧草の生産力から判断して、農地としてみなしうる程度のものとする。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1年から2年間に限り牧草を栽培する場合は牧草専用地ではなく、「畑」とする。
- 2 実施要領第2の1の(1)の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう（農地法第2条第1項）。

(第6期対策 Q&A)

問番号38

田とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能（自然にかんがいする場合も含む）を有している土地である。田に水稻以外の作物が栽培されている場合でも、田の機能を有しているものは田とする。

注：

- ①たん水機能を有しているか否かの判定は、畦畔の有無による。ただし、転作作物が作付けされている場合であって、大型機械の進入、排水性の確保等営農上の都合によりやむを得ず畦畔を最小限の範囲に限って除去している田については、一般的に農家が所有する機械で復旧可能なものに限り、たん水機能を有しているものとみなすことも可能。
- ②かんがい機能を有しているかの判定は、用水路の有無、揚水施設（ポンプ等）の有無による。

問番号39

田に盛土している場合や永年性作物の果樹等を栽培している場合など、継続的に田として利用する意思、予定がないことが客観的に見て明らかであれば、中山間地域等直接支払制度上で「田」として取り扱うことは不適当と考える。

問番号42

田に盛土している場合や永年性作物の果樹等を栽培している場合などは、その部分については畑として判断する。
また、農用地の中に林地がある場合は、林地部分を対象から外すものとする。

第6期対策の協定認定にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について②

- 実施状況の確認については、毎年度、書類審査や現地確認、確認野帳の作成等により、協定の取組が適切かどうかを確認することとしている（実施要領の運用別記7）。
- 一方、令和6年度の会計検査において、地目の判断が不適切（前ページ参照）であった理由として、実施状況の確認が不十分であることなどが指摘されている。
- また、平成17年度の会計検査においても対象農用地の選定が適切でないもの（勾配が交付対象要件を満たしていないなど）が指摘されており、改善の処置として、協定農用地に係る審査及び現地確認が適切に実施されるように農林水産省から通知を発出した（次ページ参照）。
- ついては、協定の認定や実施状況の確認時には、要領や要領の運用等に基づき、一団の農用地の審査や現地確認を適切に実施いただきたい。

①実施要領の運用別記7（抜粋）（12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）

2 確認事務処理

1 の確認事項及び確認方法の事務処理については、以下のとおり行う。

(1) 書類審査

① 集落協定の場合

- ア 一団の農用地について実施要領第4の2の(1)から(6)までの基準に基づく審査
- イ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- ウ～キ 各加算について実施要領の運用の規定に基づく審査

② 個別協定の場合

- ア 協定農用地について実施要領第4の2の(1)から(4)まで及び(6)の基準に基づく審査
- イ 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。
- ウ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第8の3の規定に基づく審査

(2) 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、確認野帳（参考様式第8号及び第9号）を作成する。

(3) 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

(4) 確認図面等の整備

市町村は、現地確認を円滑に行うため、協定農用地が確認可能な1/2,500程度以上の縮尺の確認図面を整備する（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書に示される実施区域位置図を活用することもできる。）。

(5) 現地確認

現地見回りは、以下のとおり行うものとし、その他の方法により現地確認を行う場合は、必要に応じて以下に準じて行う。

② 現地での調査及び確認

ア 現地確認は、協定農用地ごとに（2）の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認する。

現地確認の実施に当たっては、市町村は、確認野帳の記の1から4までの各項目について、協定農用地ごと（水路・農道等の管理にあつては施設ごと、多面的機能を増進する活動にあつては活動ごと）に現地確認チェックリスト（参考様式第11号）によりその現状を確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

第6期対策の協定認定にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について③

②会計検査院指摘内容（H17、傾斜、面積等の測定）

・検査の結果

- (1) 対象農用地の選定や面積の測定が適切に行われていなかったため、協定農用地の中に交付金の交付対象とならない農用地が含まれていたり、協定農用地の面積が過大になっていたりなどしていたもの
 17道府県56市町村、交付金交付額計 1億7892万余円、国庫補助金相当額計 8801万余円
- ア 農用地区域外の農用地が協定農用地に含まれていたもの
 6道県13市町村、交付金交付額計 3680万余円、国庫補助金相当額計 1819万余円
 対象農用地は農用地区域内の農用地とされているのに、市町村が農用地区域外の農用地を対象農用地としていたため、協定農用地の中に交付金の交付対象とならない農用地が含まれていた。
- イ 勾配に係る基準を満たさない農用地が協定農用地に含まれていたり、協定農用地の傾斜区分が実際と異なっていたりしていたもの
 10道府県23市町村、交付金交付額計 1億2787万余円、国庫補助金相当額計 6273万余円
 農用地の勾配は団地ごとに判定することとされているのに、市町村が複数の団地を併せて加重平均して算出した勾配により判定するなどして対象農用地としていたため、急傾斜農用地及び緩傾斜農用地のいずれにも該当しない農用地が協定農用地に含まれていたり、緩傾斜農用地に該当する農用地が急傾斜農用地とされていたりしていた。
- ウ 協定農用地の面積が過大となっていたもの
 9道県24市町村、交付金交付額計 1424万余円、国庫補助金相当額計 708万余円
 対象農用地の面積は、地籍図等がある場合にはそれらに基づく台帳の面積とすることとされているのに、市町村が地籍図等ではなく縮尺図面等により面積を測定するなどしていたため、協定農用地の面積が過大となっていた。

・発生原因

- ア 市町村において、
 (ア) 対象農用地の選定等に当たり、制度の内容の理解が十分でなく、農用地区域内の農用地であることの確認が十分でなかったり、**団地の勾配の判定方法や対象農用地の面積の測定方法を誤ったりしていたこと**
 (イ) 協定農用地について、**勾配の基準等に基づく審査や農業生産活動等の実施状況の現地確認、及び現地確認等に基づく農業者等に対する適切な指導が十分に行われていなかったこと**
- イ 道府県において、**市町村における対象農用地の選定及び面積の測定や、協定農用地に係る審査及び現地確認の実態の把握、並びにこれらに基づく市町村に対する適切な指導が十分に行われていなかったこと**
- ウ 農林水産省において、道府県及び市町村に対する制度の趣旨及び内容についての周知徹底、道府県及び市町村における制度の実施状況の把握並びに制度の適切な実施に資する情報提供及び指導助言が十分に行われていなかったこと

・改善の処置

- 農林水産省では、H18年9月に各地方農政局等に対して通知を発し、制度が適切に実施されていなかった前記の事態について所要の措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村に対し**制度の趣旨及び内容について周知徹底**を図り、制度の適切かつ効果的な実施を確保するために次のような処置を講じた。
- ア 市町村に対し、対象農用地の選定及び面積の測定や協定農用地に係る審査及び現地確認がそれぞれ適切に行われているかについて**具体的な調査方法を明記したチェックシートにより実態調査を実施**させるとともに、その調査結果を都道府県を経由して地方農政局等に報告させることとした。
- イ 都道府県に対し、**上記の実態調査により是正が必要と判明した事態について、市町村に是正計画を策定するよう指導**を行い、当該是正計画についてその適否を判断の上、地方農政局等に報告させることとした。

③改善の処置の内容

実施要領に基づく対象農用地の適切な選定等及び実施要領等に基づく協定農用地に係る審査及び現地確認並びに審査等に基づく農業者等に対する指導の適切な実施の観点から市町村に対して実態調査を実施した。当該実態調査において、**適正実施チェックシートにより、協定農用地が農振農用地区域内かどうか、傾斜度の測定方法の適正性、現況において「田」の要件を満たしているかなど約40項目について協定ごとに市町村が確認した。また、調書により協定農用地面積の減少理由等を協定ごとに市町村が確認した。**

なお、当該実態調査で用いられた適正実施チェックシートは、現在も市町村による実施状況の確認時に作成することとなっている（執務参考資料「中山間地域等直接支払交付金に係る抽出検査の運用について」の別添チェックシートを参照）。

[illegible]

(別紙 0-3 の別添資料)

13 経営第 6953 号

平成 14 年 4 月 1 日

神奈川県環境農政部長 殿

農林水産省経営局構造改善課長

施設園芸用地等の取扱いについて（回答）

平成 14 年 3 月 13 日付け農地第 581 号をもって照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 農地に形質変更を加えず、棚、農作物の栽培用資材等を設置して農作物の栽培を行っている土地（別紙 1 参照）

農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態を保ったままで、その棚やシートの上で農作物を栽培している土地は、引き続き農地法上の農地として取り扱って差し支えない。

なお、農地をコンクリート等で地固めし、農地に形質変更を加えたものは、農地に該当しない。（ただし、2 に該当するものを除く。）

- 2 その農地の農作物の栽培のために設置することが必要不可欠な通路等の用地（別紙 2 参照）

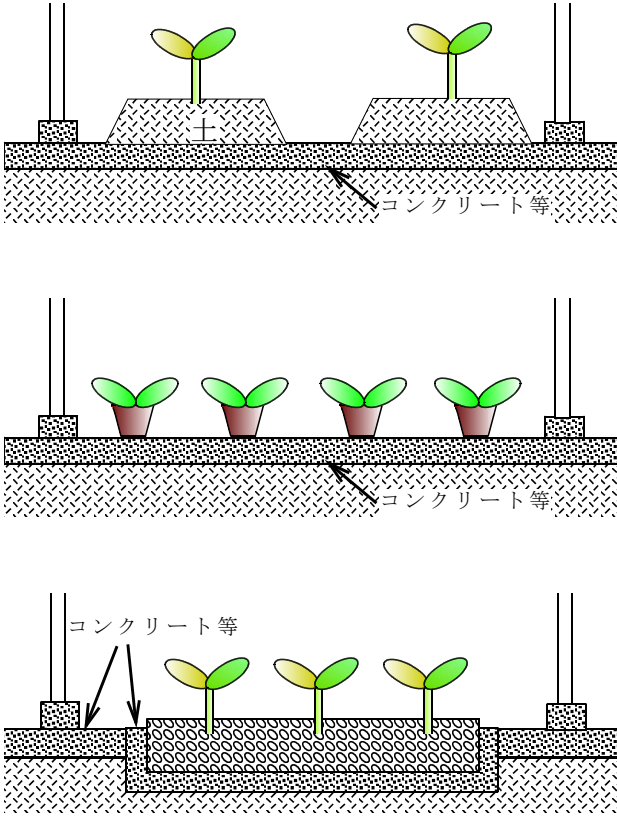
その農地の農作物の栽培のため、その農地に通路、進入路、機械・設備等を設置している用地部分は、当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められるものでないときは、当該部分も含めて全体を農地法上の農地として取り扱って差し支えない。

(別紙 1)

1 農地にあたるもの

説 明	概 念 図
(例) ア 温室等を建築した場合でも、その敷地を直接耕作の目的に利用し、農作物を栽培している場合 イ ビニール等比較的簡易な資材を敷設し、砂、礫等を入れて礫耕栽培等を行っている場合のように、土地と一体をなすとみられるような状態で農作物を栽培している場合 ウ 農地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポット、水耕栽培等を行う場合（簡易な棚の設置、シート等の敷設等を行って栽培を行う場合を含む。）	The diagrams illustrate different cultivation methods on farmland. Each diagram shows a cross-section of the ground with a seedling. 1. Direct cultivation in soil (土). 2. Cultivation using a layer of gravel (礫等) and plastic mulch (ビニール等). 3. Cultivation in pots (鉢) on the ground. 4. Cultivation in pots on a raised bed (棚). 5. Cultivation in pots on a raised bed with a locking wheel (ロックウール等). 6. Cultivation using a sheet (シート) on the ground.

2 農地にあたらないもの

説	明	概	念	図
(例) ア 農業用施設の敷地をコンクリート等で地固めする場合 イ コンクリート等を敷地に埋設する場合				 The figure consists of three vertically stacked cross-sectional diagrams showing different methods of ground reinforcement for agricultural facilities. Each diagram shows two vertical pipes on either side of a central area. Top Diagram: Shows two plants growing from mounds of soil (labeled '土') on top of a horizontal layer of concrete or similar material (labeled 'コンクリート等'). Middle Diagram: Shows four potted plants sitting directly on a horizontal layer of concrete or similar material (labeled 'コンクリート等'). Bottom Diagram: Shows three plants growing from a rectangular pit filled with concrete or similar material (labeled 'コンクリート等'), which is embedded within the surrounding ground.

(別紙 2)

1 その農地の農作物の栽培のために必要不可欠な通路等
(全体を農地として扱うもの)

説 明	概 念 図
(例) ア その農地における農作業上必要な舗装された通路及び進入路 イ その農地における農作物の栽培に用いる堆肥・養土の置き場 ウ 温室等における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備の設置場所 注：当該部分がその農地の農作物の栽培に通常必要不可欠のものであり、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象とならないもの	The diagram illustrates a farm layout with several key components: 温室等 (Greenhouse etc.): Indicated by arrows pointing to the top and bottom cultivation areas. 農地界 (Farm boundary): Indicated by arrows pointing to the left and right boundaries. 舗装通路 (Paved road): A horizontal road running through the center of the farm. 堆肥・養土置き場 (Fertilizer/soil storage area): A circular area on the right side. 液肥調整用タンク (Liquid fertilizer adjustment tank): A rectangular tank on the left side. 加温設備 (Heating equipment): A rectangular area on the right side. 重油タンク (Heavy oil tank): A circular tank on the right side. 進入路 (Access road): A rectangular area at the bottom center. 道路 (Road): A wide road at the very bottom of the diagram. The cultivation areas are divided into sections by vertical lines, and each section contains yellow plant icons representing crops.

2 農地と認められない部分を含む場合

説 明	概 念 図
(例) ・ 農地と認められない部分 ア その農地における農作物の栽培に通常必要と認められる規模を超える機材・設備の用地 イ 事務所、倉庫、直売所等農作物の栽培に通常必要不可欠といえないもの ウ これらに附帯する土地 注：これらの部分は、その農地の農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる。	The diagram illustrates a farm plot layout. At the top is a large rectangular area representing agricultural land, containing a 4x3 grid of yellow plant icons. To the right of this area is a vertical strip labeled '道路' (Road). Below the agricultural land is a shaded rectangular area divided into three sections: '倉庫' (Warehouse) on the left, '事務所' (Office) in the middle, and '直売所' (Direct Sales) on the right. Below these three sections is a shaded rectangular area labeled '駐車場' (Parking Lot). To the right of the parking lot and below the road is another shaded rectangular area labeled '重油タンク' (Heavy Oil Tank). The entire farm plot is enclosed by a dashed line. The label '温室等' (Greenhouse, etc.) with an arrow points to the right side of the agricultural land area.